

令和5年度 野村中学校

学校生活の心得

(令和3・4・5年入学生)



西予市立野村中学校

《各種規定》

1 通学及び休日の自転車に関する規定

- (1) 登下校の際は交通法規を守ることはもちろんであるが、次の事柄を守ること。
 - ① 徒歩通、自転車通、バス通生としてのマナーを守り、他人の迷惑にならないようにする。
 - ② 通学歩行は二列（雨天時、傘を使用する場合は一列）通行する。
 - ③ 自転車通学は、通学距離が2 km以上で、保護者から申請のあった生徒のうち、学校長が適当と認めた者のみ許可する。ただし、バス通学生の内、自宅から最寄りのバス停までの通学距離が2 km以上となった者で、保護者から申請のあった場合は検討し、学校長が適当と認めた者はバス停までの自転車通学を認める。自転車通学は、年度毎に「自転車通学許可願い」を提出する。
- (2) 通学用自転車は通学上安全なものを使用し、下記の事項を守る。
 - ① 自転車の車体にわかりやすく、消えないように名前を明記する。
 - ② ながら運転（スマホ、傘さし等）・二人乗りなどの危険な乗り方をしない。
 - ③ 自転車は荷台があるものとする（通学かばんは荷台にくくりつける）。
 - ④ ライトは自動で点灯するものが望ましい。
 - ⑤ 自転車は車間距離を十分にとり、安全な速度で一列走行する。
 - ⑥ 自転車通生は、ヘルメットを着用しなければならない。
 - ⑦ スタンドは両足スタンドとする。
 - ⑧ 常に点検整備を行うこと。
 - ⑨ 自転車置き場に整列して置き、施錠をし、カギは自分で管理する。
 - ⑩ 自転車保険等に参加していること。（2020年4月1日より県の条例で義務化）
- (3) 休日の自転車利用について徒歩通学生を含めて原則(2)の10項目を守ること。

2 服装などに関する規定（令和3・4・5年度入学生）

(1) 冬の制服

【男子】

- 上 着：日被連マーク入り標準服。ノーカラーの学生服も認める。
カラー付きの服については、必ず白いえりカラーをつける。
- ズボン：日被連マーク入り標準服。
- ベルト：黒色の物。

【女子】

- 上 着：セーラー服で、白線3本、胸あて、白三角スカーフ。
- スカート：膝が隠れること。

(2) 夏の制服

【男子】

- 上 着：白色無地のポロシャツ。※クールビズについて特記。
- ズボン：冬服に同じ。
- ベルト：冬服に同じ。

【女子】

- 上 着：白色無地のポロシャツ。※クールビズについて特記。
- スカート：冬服に同じ。



※ クールビス期間中は、指定のシャツについてはオーバーシャツを認める。

○指定シャツ：トムス(株) 【品名】4.4オンスドライボタンダウンポロシャツ 【品番】00331 - ABP

(3) その他

○下 着：白色無地。ワンポイントのTシャツでもよい。

○靴 下：色は、白・黒・紺とする。ただし、足裏部分が黒色の物も可。左右にワンポイントのマーク（ラインは不可）が入っていてもよい。長さはくるぶしがしっかりと隠れていること。

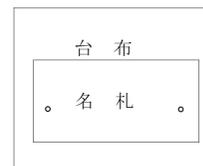
○冬の標準服の下：華美でないもの。上服の裾から下服を出さない。

（タートルネックなど禁止・体操服不可）

○帽 子：紫外線対策などのため、学校指定帽子の着用を認める。

※入学後、中学校内購買にて各自で購入（必須）

○名 札：黒の台布（縦5.5cm横7cm）に名札を縫い止め、さらに上着に安全ピンで止める。



○通学靴：ひもつきで白を基調とした運動に適した靴。（ひもは、白色）

○学校指定：通学カバン、スポーツバッグ、体操服、上履き。（かかとに記名）

3 身だしなみに関する心得

(1) パーマ、染色、脱色は禁止。髪留めピン（スリーピン含む）、髪留めゴムは、黒・紺・茶の使用可。

(2) 「頭髪3原則」にもとづいた髪型にする。

「頭髪3原則」

- ・清潔な髪型にする。
- ・自然な髪型にする。
- ・学習、運動の妨げにならない髪型にする。

(3) 整髪料については、「頭髪3原則」にあてはまる範囲で（無香料）であれば使用できる。ただし、整髪料を校内には持ち込まない。

(4) 髪結び方（頭髪3原則 自然な髪形の視点）

○ 1つ、又は2つに分けて結ぶ。ポニーテールはしない。三つ編みは、可とするが、編み込みは不可。

(5) 眉毛は、みだりに剃らない、抜かない。

(6) 日焼け止めを使用する際は、自宅で塗布するか、更衣室で塗布すること。ただし、無香料のとする。

4 その他のきまり

(1) 登下校中の買い食いは禁止する。

(2) 不要品（学習に直接必要のない物）を学校へ持って来ない。

(3) 友達同士での外泊は原則として禁止する。

(4) 通信機能を有する機器の利用時間は、「みんなでまもる西予市共通のきまり」を遵守する。

(5) 家庭学習に必要としない学習用具類は、学校に置いていても良い。ただし、学習用端末の持ち帰りは必ず行き、丁寧に扱う。

(6) 体操服または部活動練習着での下校をしても良い。